らい山形を立し勲功に備へ官領望みを達し尤其方
領内に及ぶ所廣三郡不残下方吹聚京方より実家
あやうき謀略まことありしかとも義光公に吹きとか
ばれ新田殿を始め必戦後に高のあとなりんとすを
思へ死罪に行ふべき旨仰付られ是おろかなる遺言
とて諸人皆感かんしたる右の次第一通記せし所清水
大蔵大夫殿にも仰付られ成敗せたてまつる滅亡せられたり
然後当国先年里見勲功に対れあるべかるべき有まし
年をへくるべし

一

於天童原御馬揃之事

一寛永十二年丁未正月十五日被仰出候来る四月十五日
天童原にて馬揃へ仕べく旨出羽守へ被仰
家中侍者迄日限を相定あこれ者ども罷出
屋敷に備申庄内前守境目の城迄并五郎左衛門
拾郎兵衛ヶ崎百姓家迄の者罷出る
美麗を尽し是は山形へ地続き国柄に付へし と
仕候間有名無実にて家中侍者迄爰を
仕候間用意し則正月十五日成りし於寅の刻より天童
原に集まり諸法令式事に準じ作法